

八尾市生計困難者に対する支援相談事業届出等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第69条第1項及び第2項の規定に基づき、生計困難者に対する支援相談事業（法第2条第3項第1号で規定する生活困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業。）に関し、法で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 本市域で生計困難者に対する支援相談事業を開始した者は、生計困難者に対する支援相談事業開始届出書（様式1号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をするときは、利用の方法等について、市長に事前協議を申し出なければならない。

(事業変更の届出)

第3条 前条の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更が生じたときは、生計困難者に対する支援相談事業変更届出書（様式第2号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、生計困難者に対する支援相談事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

(事業廃止等の届出)

第4条 事業者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、生計困難者に対する支援相談事業廃止・休止届（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定のうち、当該届出に係る事業を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告徴取)

第5条 市長は、必要に応じて事業に関する報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、生計困難者に対する支援相談事業の届出等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。